

## 職員の退職管理に関する規則

平成27年 3月30日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職管理に関する条例(平成27年条例第19号。以下「条例」という。)第2条(第3項及び第5項から第7項までを除く。)、第4条及び第5条第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(子法人の定義)

第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、一の営利企業等(同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人とする。

2 一の営利企業等及びその子法人(条例第2条第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。)又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(再就職者による依頼等の規制)

第3条 条例第2条第2項の規則で定めるものは、事務局長、部長、課長、工場長とする。

2 条例第2条第4項第1号の規則で定めるものは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第2条各号に掲げる法人が行う業務とする。

- 3 条例第2条第4項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合で当該事実の是正のためにされるべき処分がされていないと料する  
ときにおいて、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出  
て、当該処分をするをを求める場合とする。
- 4 条例第2条第4項第6号の規則で定める場合は、同号の職務上の行為が電  
気、ガス若しくは水道水の供給又は電気通信事業者による固定電話の役務若  
しくは日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その  
他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。
- 5 条例第2条第4項第6号の規則で定める手続は、再就職者依頼等承認申請  
書(様式第1号)の正本一部及び写し一部を離職時に在職していた機関を経  
由して提出することにより行うものとする。
- 6 条例第2条第8項の規定による届出は、遅滞なく規制違反依頼等届出書(様  
式第2号)を提出することにより行うものとする。

(任命権者への届出)

第4条 条例第4条の規定による届出は、元職員再就職届出書(様式第3号)  
を提出することにより行うものとする。その提出をした後において、次項第  
3号から第8号までのいずれかの事項に変更があった場合も、同様とする。

2 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(公表)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める事項は、前条第 2 項各号（第 2 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事項とする。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

年 月 日

任命権者 様

再就職者依頼等承認申請書

職員の退職管理に関する条例第2条第4項第6号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏 名	生年月日(年齢)  年 月 日生 ( 歳)
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	FAX
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日		離職時の職
離職前 5年間の 在職状況	所属・職	在職期間	職務内容

注 管理職に就いていた場合は、就任時まで遡ってすべて記載すること。

(裏)

3 要求又は依頼をする事項と勤務先の契約等との関係

在職時に自ら締結を決定した契約に関する要求又は依頼 該当する	該当しない
在職時に自ら決定した処分に関する要求又は依頼 該当する	該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名(ふりがな)
所属・職
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容

電気・ガス・水道水の供給、固定電話・放送の役務の供給に関するもの
その他職員の裁量の余地の少ないもの
具体的に
上のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

事務局長 様

所属

氏名

規制違反依頼等届出書

職員の退職管理に関する条例第2条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 届出者	ふりがな 氏 名
	所属・職
	連絡先（電話）
2 要求又は 依頼をした 再就職者	ふりがな 氏 名
	勤務先の名称・役職
	離職時の所属・職
3 要求又は 依頼の内容	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

任命権者 様

住所

氏名

離職時の職員番号

電話番号

元職員再就職届出書

職員の退職管理に関する条例第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1	ふりがな 氏 名	
2	生年月日	年 月 日生
3	離職時の職	
4	離職日	
5	再就職日	
6	再就職先の名称	
7	再就職先の業務内容	
8	再就職先における地位	